



愛知県最低賃金の改正決定に係る愛知地方最低賃金審議会の専門部会委員の候補者の推薦に関する公示

愛知労働局一般公示第 53 号

最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)第 25 条第 4 項及び最低賃金審議会令(昭和 34 年政令第 163 号)第 6 条第 4 項の規定に基づき、愛知県最低賃金の改正決定に係る専門部会の委員を任命したいので、愛知県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者(これらの者の団体を含む。)は、下記「愛知地方最低賃金審議会の愛知県最低賃金専門部会委員候補者推薦要領」により、それぞれ労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

平成 30 年 7 月 3 日

愛知労働局長 高 崎 真 一

記

愛知地方最低賃金審議会の愛知県最低賃金専門部会委員候補者推薦要領

1 推薦資格

- (1) 労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有する者は、愛知県の区域内の事業場で使用される労働者又はその団体であること。
- (2) 使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有する者は、愛知県の区域内において事業を営む使用者又はその団体であること。

2 候補者資格

候補者は国家公務員法(昭和 22 年法律第 120 号)第 38 条の各号のいずれにも該当しない者であること。

3 推薦手続

(1) 推薦の方法

推薦資格を有する関係者は、別紙様式の推薦書により、それぞれ推薦すること。

(2) 推薦締切年月日

平成 30 年 7 月 17 日

(3) 推薦書の提出先

愛知労働局 労働基準部 賃金課

(名古屋市中区三の丸 2 丁目 5 番 1 号 名古屋合同庁舎第 2 号館)

様 式

平成 年 月 日

愛知労働局長 殿

推薦者 (代表)

住 所

氏 名

㊟

〔団体の場合は所在地
名称、代表者職氏名〕

愛知地方最低賃金審議会愛知県最低賃金専門部会の〔労働者代表委員
使用者代表委員〕の候補者として下記の者を内諾書を添付のうえ推薦します。

記

ふりがな 氏 名	生 年 月 日	年 月 日	年 齢	歳
現 住 所	(〒 -) 電話番号 FAX番号			
現 職 公職についても全て記入してください。				
勤 務 先 所 在 地	(〒 -) 電話番号 FAX番号			
主な略歴				

内 諾 書

愛知労働局長 殿

平成 年 月 日

氏 名 ⑩

私は、愛知地方最低賃金審議会愛知県最低賃金専門部会委員に任命されました
ときには、就任することを内諾します。